第１号様式（第４条関係）（A4）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

低炭素建築物新築等計画通知書

大阪市建築主事　様

大阪市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項（同法第55条第２項において準用する場合を含む。）による申出がありましたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり低炭素建築物新築等計画を通知します。

記

１　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号

第 　　　　　　　　　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日

　　 年　　 月　　 日

３　申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

４　認定に係る建築物の位置

５　低炭素建築物新築等計画

別添のとおり

第２号様式（第７条関係）（A4）

低炭素建築物新築等計画の認定申請取り下げ届

　 年　 月 　日

大阪市長　様

申請者 住所

氏名

　年　月　日付け（受付番号第　　　号）で認定の申請を行った 大阪市

　　　区　　　　　　　　　　における低炭素建築物新築等計画について、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第７条第１項の規定に基づき、次の理由により申請を取り下げます。

記

理 由

（注意）

申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

第３号様式（第７条・第８条関係）（A4）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

低炭素建築物新築等計画の認定申請取り下げ・建築取りやめ届出書

大阪市建築主事　様

大阪市長

大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第７条第１項（第８条第１項の場合を含む。）による届出がありましたので、同条第３項（第８条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

１　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号

第 　　　　　　　　　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日

　　 年　　 月　　 日

３　申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

４　認定に係る建築物の位置

５　低炭素建築物新築等計画

別添のとおり

第４号様式（第８条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書

　年 　月 　日

大阪市長　様

申請者 住　所

氏　名

年　月　日付け（認定番号第　　　　号）で認定を受けた大阪市

区　　　　　　　　　　における低炭素建築物新築等計画については、次の理由により認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第８条第１項の規定に基づき届け出ます。

記

理 由

（注意）

申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

第５号様式（第９条関係）（A4）

低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

　年　月　日付け（受付番号第　　　号）で申請のあった大阪市　　　区

　　　における低炭素建築物新築等計画は、次の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項の基準に適合しないため、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第９条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

理 由

（注意）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第５号の２様式（第10条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画に関する状況報告書

　　年　　月　　日

大阪市長　様

認定建築主 住　所

氏　名

　年　月　日付け（認定番号第　　　　号）で認定を受けた大阪市　　　区　　　　　　　　　　における低炭素建築物新築等計画について、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条第１項の規定に基づき次のとおり報告します。

記

報告の内容

（注意）

認定建築主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

第６号様式（第10条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

大阪市長　様

認定建築主　住　所

氏　名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条第２項の規定により、次のとおり報告します。

記

１　認定番号 　　第 　　　　　　　号

２　認定年月日 　　　　年 　月 　日

※変更認定申請等を行った場合でも、当初の認定番号・認定年月日をご記入下さい。

３　建築物の位置（地名地番）大阪市　　　　区

（住居表示）大阪市　　　　区

４　認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士又は工事施工者

□　建築士

【資 格】（　　　）建築士　（大臣・　　　知事）登録第　　　　　　　号

【氏 名】

【建築士事務所名】（　　　）建築士事務所（ 　　　）知事登録第　　　　　　 号

【所在地】

【電話番号】

□　工事施工者

【氏 名】

【営業所名】

建設業の許可（大臣・知事）　（特・般）登録第　　　　　　　号

【所在地】

【電話番号】

５　工事中の軽微な計画変更の内容

（注意）

１　認定建築主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

２　「３　建築物の位置」は、今後、大阪市より維持管理について通知させていただくことがありますので、住居表示も併せて記入して下さい。

３　「４　認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士又は工事施工者」は、該当する□欄にレ印を入れてください。

４　「５ 工事中の軽微な計画変更の内容」は、別紙とすることができます。

第７号様式（第11条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令書

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

　年　月　日付け（認定番号第　　　　号）で認定した大阪市　　　区

　　　　　　　　　　における低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定に基づき、次のとおり必要な改善の措置をとることを命令する。

記

命令しようとする措置及びその期限

（注意）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第８号様式（第13条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

　年　月　日付け（認定番号第　　　　号）で認定した大阪市　　　区

　　　における低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、次の理由により認定を取り消しましたので通知します。

記

理 由

（注意）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第８号の２様式（第13条の２関係）（A4）

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書

（第一面）

　　年　　月　　日

大阪市長　様

申請者 住　所

氏　名

大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条の２第１項の規定に基づき、次の低炭素建築物新築等計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。

記

【計画を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の認定】

１　低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 　　　　　　　　　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定年月日

　　 年　　 月　　 日

３　変更の概要

（注意）

１　申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

２　第二面から第六面までとして、変更後の低炭素建築物新築等計画について都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

３　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の各面の（注意）に準じて記入してください。

第８号の３様式（第13条の２関係）（A4）

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

　年　月　日付け（受付番号第　　　　号）で申請のあった大阪市　　　区　　　　　　　　　　における次の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

直前の低炭素建築物新築等計画の認定番号

 第　　　 　　　　　　　　　　号

直前の低炭素建築物新築等計画の認定年月日

 　　　 年　　　 月　　　 日

建築面積 ㎡

延べ面積 ㎡

建築物の階数 （地上）　　　階　　（地下）　　　階

建築物の用途 □非住宅建築物　□一戸建ての住宅

□共同住宅等　　□複合建築物

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

構造 造　一部　　　　　　造

第８号の４様式（第13条の２関係）（A4）

低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に該当しない旨の通知書

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

　年　月　日付け（受付番号第　　　　号）で申請のあった大阪市　　　区　　　　　　　　　　における低炭素建築物新築等計画の変更は、次の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に該当しないため、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条の２第５項の規定に基づき軽微な変更に該当しないことを通知します。

記

理 由

第９号様式（第14条関係）（A4）

|  |
| --- |
| 認定低炭素建築物新築等計画であることの証明願　年　月　日大阪市長　様申請者　住所　　　 　　　　　　　　氏名 　　　　　　　　　　　大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第14条の規定に基づき、次のとおり認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書の交付を申請します。 |
| 認定建築主の住所 |  |
| 認定建築主の氏名 |  |
| 認定に係る建築物の位置 |  |
| 認定に係る建築物の構造 |  |
| 低炭素建築物新築等計画認定通知書 | 　 年　 月 　日　　　第 　　　　　　　号　 |
| ※ 確認済証 | 　 年　 月 　日　　　第 　　　　　　　号　 |
| 低炭素建築物新築等計画変更認定通知書 | 　 年　 月 　日　　　第 　　　　　　　号　 |
| ※ 計画変更に係る確認済証 | 　 年　 月 　日　　　第 　　　　　　　号　 |
| 備考 |  |
| 提出先 |  |
| 提出理由 |  |

※　都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項に基づく申出があった場合のみ記入

注　申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

第10号様式（第14条関係）（A4）

|  |
| --- |
| 認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書申請者　住所　　　 　　　　　　　　氏名　 　　　　　　　　　様 |
| 認定建築主の住所 |  |
| 認定建築主の氏名 |  |
| 認定に係る建築物の位置 |  |
| 認定に係る建築物の構造 |  |
| 低炭素建築物新築等計画認定通知書 | 　 年　 月 　日　　　第 　　　　　　　号　 |
| ※ 確認済証 | 　 年　 月 　日　　　第 　　　　　　　号　 |
| 低炭素建築物新築等計画変更認定通知書 | 　 年　 月 　日　　　第 　　　　　　　号　 |
| ※ 計画変更確認済証 | 　 年　 月 　日　　　第 　　　　　　　号　 |
| 備考 |  |

※　都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項に基づく申出があった場合のみ記入

第　　　　　　　　号

 年 月 日

上記のとおり証明します。

　　　　　　　　　　大阪市長